

令和3年第2回玉城町議会定例会会議録（第1号）

- 1 招集年月日 令和3年6月8日（火）
- 2 招集の場所 玉城町議会本会議場
- 3 開 議 令和3年6月8日（火）（午前9時00分）
- 4 出席議員 （13名）

1番 福田 泰生	2番 渡邊 昌行	3番 谷口 和也
4番 津田久美子	5番 前川さおり	6番 山路 善己
7番 中西 友子	8番 北 守	9番 坪井 信義
10番 奥川 直人	11番 山口 和宏	12番 風口 尚
13番 小林 豊		
- 5 欠席議員 なし
- 6 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町 長 辻村 修一	副 町 長 田間 宏紀	教 育 長 中西 章
会計管理者 藤川 健	総務政策課長 中村 元紀	税務住民課長 山下 健一
保健福祉課長 奥野 良子	産業振興課長 里中 和樹	建 設 課 長 真砂 浩行
教育事務局長 梅前 宏文	上下水道課長 平生 公一	病院老健事務局長 竹郷 哲也
地域づくり推進室長 中川 泰成	防災対策室長 見並 智俊	地域共生室長 中西扶美代
生活環境室長 山口 成人	監 査 委 員 中村 功	
- 7 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 中西 豊	同 書 記 宮本 尚美	同 書 記 中村 修穂
-------------	-------------	-------------
- 8 日 程
  - 第 1 会議録署名議員の指名

8番 北 守 君
9番 坪井 信義 君
  - 第 2 会期の決定の件 令和3年6月8日 ～ 令和3年6月18日 11日間
  - 第 3 諸般の報告

報告第 2号 繰越明許費繰越計算書の報告について（玉城町一般会計）
報告第 3号 予算繰越計算書の報告について（玉城町水道事業会計）
報告第 4号 予算繰越計算書の報告について（玉城町下水道事業会計）
報告第 5号 度会土地開発公社の経営状況について
報告第 6号 例月出納検査の結果報告について
  - 第 4 議案第39号 専決処分の承認を求めることについて（町税条例の一部改正について）【採決まで】

- 第 5 議案第40号 専決処分の承認を求めることについて（玉城町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について）【採決まで】
- 第 6 議案第41号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号））【採決まで】
- 第 7 議案第42号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第5号））【採決まで】
- 第 8 議案第43号 玉城町農業委員会委員の少なくとも4分の1を認定農業者等及び認定農業者等に準ずる者とすることに同意を求めることについて【採決まで】
- 第 9 議案第44号 玉城町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて【採決まで】
- 第10 議案第45号 玉城町手数料徴収条例の一部改正について
- 第11 議案第46号 玉城町介護老人保健施設事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 第12 議案第47号 三重県市町公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び三重県市町公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について
- 第13 議案第48号 令和3年度玉城町一般会計補正予算（第2号）
- 第14 議案第49号 令和3年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 第15 発議第 4号 玉城町議会会議規則の一部改正について

（午前9時00分 開会）

### ◎開会の宣告

○議長（山口 和宏） 只今の出席議員数は13名で定足数に達しております。

よって令和3年第2回玉城町議会定例会を開会いたします。

本定例会におきましても、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、3月の定例会同様の措置を取らせて頂きます。

長時間の密室での会議を避けるため、1時間に1回10分程度の休憩を挟み、十分な換気を行うこととします。

またソーシャルディスタンスの確保のため、各議員の席と席との間隔を離しておりますので、関係上マイクの設置のない席がございますので、質疑の際は質問席にてお願い致します。

飛沫感染防止のため、会議中もマスクの着用を義務づけ、発言の際も外すことなく、お願いいたします。

なお、本来議場・委員会室での飲食は禁止しておりますが、ウイルス感染防止対策として水分摂取を許可いたしますので、適宜、水分の補給をお願い致します。

また、現在はクールビズの実施期間中ですので、今定例会において上着の脱衣を許します。

議員各位におかれましては会議時間の短縮と円滑な議事運営にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは開会にあたり、町長より定例会招集の挨拶があります。

(議長と呼ぶ声)

町長、辻村修一君。

○町長(辻村 修一) 令和3年第2回玉城町議会定例会開会にあたりまして、挨拶を申し上げます。

まずは新型コロナウイルス感染症に関連いたしまして、現在まん延防止等重点措置の期間中であります。町の皆さんには引き続きの自粛生活にご協力を賜っておりますこと、感謝を申し上げる次第でございます。

現在、町と致しましてはワクチン接種に全力を挙げております。65歳以上の方の摂取状況でございますが、6月5日現在で52%の方々へ1回目の接種を完了しております。また、予約を含めると85%の方の摂取を予定しております。

全国的に見ても大変早いスピードで、かつ大きな混乱もなく進められておりますことは、町内医師会を始め玉城病院など医療に従事する皆様方の懸命なるご尽力の賜物と改めて深く感謝を申し上げる次第でございます。まだ接種がお済みでない方は、ご自身や大切な人を守るために是非とも、接種を頂きますようお願いを申し上げます。

今後は順次、接種対象者を拡大し、いち早く町民の皆様へ接種いただきますよう、オール玉城で準備を進めてまいりますので、引き続きのご協力をお願いを申し上げます。

また保護者や地域の皆さんに大変ご心配を、ご迷惑をおかけいたしました町内保育所でのコロナ発生についてではありますが、町では感染症を確認後、直ちに休所措置として、そして施設の消毒を行うとともにすべての園児及び職員に検査を実施をいたし、6月3日から無事に再開することができました。感染を最小限に留めて、留めることができましたことは保育所もとい、保険所や保育所員そしてまた玉城病院のご指導ご協力のお陰でありまして、感謝を申し上げます。今後はより一層感染防止対策を徹底し、再発防止に努めてまいります。

次に先般、町の皆様にご協力を賜りました町をきれいにする取り組みに早朝からご協力をいただきました。地域のつながりが希薄化で、社会問題、地域のつながりの希薄化が社会問題化する中で活動中の挨拶やわずかな世間話など、何気ない日常が心地よく、

そしてありがたいものだと改めて感じた次第であります。今後も継続して実施してまいりますので、引き続きご協力をお願いを申し上げます。

最後に梅雨に入り、梅雨の到来と、雨季の到来となってまいりました。先般、改正されました災害対策基本法では円滑かつ迅速な避難に繋げる為にこれまであった避難勧告は廃止をされて、避難指示に一本化されております。町と致しましては外城田川の水害防止対策工事も進めておりますが、まずはご自身の適切な行動が極めて重要であります。広報たまき6月号にも掲載を致しましたので、是非、ご確認を頂き備えに万全を期していただきますようお願いを申し上げます。

本定例会では専決処分の承認4件、任命同意が2件、条例改正が2件、規約の変更協議が1件、補正予算2件などについてご審議を賜るわけであります。

何卒よろしくようお願い申し上げます、開会にあたりましての挨拶とさせていただきます。

○議長（山口 和宏） これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

#### ◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（山口 和宏） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は会議規則第127条の規定により議長において、  
8番 北 守君、9番 坪井 信義君 の2名を指名します。

#### ◎日程第2 会期の決定

○議長（山口 和宏） 次に 日程第2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。

今期、定例会の会期は、本日から6月18日までの11日間にしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から6月18日までの11日間に決定しました。なお、会期中の会議予定につきましては、先日配布しました会期日程案のとおりですので、ご了承願います。

#### ◎日程第3 諸般の報告

○議長（山口 和宏） 次に、日程第3、諸般の報告をします。

報告第2号 繰越明許費繰越計算書の報告について（玉城町一般会計）

報告第3号 予算繰越計算書の報告について（玉城町下水、水道事業会計）

報告第4号 予算繰越計算書の報告について（玉城町下水道事業会計）

報告第5号 度会土地開発公社の経営状況について

報告第6号 監査委員から、令和3年2月分ないし令和3年4月分についての例月出納検査の結果報告書の提出がありましたので、それぞれの写しを配布いたしました。以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第4 議案第39号 専決処分の承認を求めることについて（町税条例の一部改正について）【採決まで】

○議長（山口 和宏） 次に、日程第4、専決処分の承認を求めることについて（町税条例の一部改正について）【採決まで】を議題にします。

町長より 提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり）

町長、辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 議案第39号 町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることにつきまして、提案理由を申し上げます。

この度、地方税法等の一部を改正する法律が国会において可決され、令和3年3月31日公布、4月1日から施行されました。直ちに町税条例の一部を改正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕のないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしたものでございます。なお、詳細は税務住民課長から説明をいたさせます。

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（山口 和宏） 税務住民課長、山下 健一君。

○税務住民課長（山下 健一） それでは議案第39号 専決処分致しました町税条例の一部改正につきまして、補足の説明を申し上げます。

条例改正の要旨につきまして、議案補足資料、条例改正新旧対照表に基づきご説明を申し上げます。なお地方税法の一部改正等で条項などがずれたことにより町税条例を改正するものは説明を省略させていただきます。

それでは新旧対照表1ページ、条例第36条の3-2並びに2ページ、条例第36条の3-3の改正であります。個人町民税に関するものでございまして、給与所得者や公的年金等の受給者が扶養親族申告書を電子提出するには従前では給与支払者が税務署長の承認を受けていることが必要でありましたが、それを廃止しようとするものでございます。

次に同じく2ページ下段でございまして、条例第53条の9の改正であります。個人町民税の退職所得申告書について定めた規定であり、電子申請できるようにする規定の整備でございまして。

次に5ページ、附則第12条並びに7ページ、附則第13条の改正につきましては固定資産税の関係でございまして、令和2年度までとされておりました宅地や農地の評価替えに伴う固定資産税の負担調整措置を令和5年度まで3年間延長し、さらに令和3年度に

限り地価上昇で税額が増加する場合は、令和2年度と同額とする据え置き措置をとるものがございます。なお、この据置措置につきましては、町内に690筆の該当地がございます。

次に8ページをご覧ください。附則第15条の2は軽自動車税についてでございます。従来、令和3年3月31日までとなっておりました環境性能割臨時的軽減の期間をさらに令和3年12月31日まで延長するものがございます。

次に9ページをご覧ください。附則第16条は軽自動車税種別割のグリーン化特例を定めた規定でございます。グリーン化特例は環境性能割を補完する制度であることを踏まえ、見直しが行われた事に伴う改正でございます。

次に11ページをごらんください。附則第25条は住宅借入金等特別税額控除いわゆる住宅ローン控除につきまして、消費税対策で控除期間が13年間で、通常は10年間となっているものについて新型コロナウイルスの影響により、入居期限の要件を満たせない場合でも当該特例の適用を受けることができる規定でございます。

以上が主な改正点でございます。何卒ご理解を賜りご承認を頂きますよう、お願いを申し上げます。

○議長（山口 和宏） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これから本案に対する質疑、討論、採決を行います。

まず本案についての質疑を行います。発言を許します。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で、本案に対する質疑を終了します。

これから討論を行います

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから議案第39号を採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

挙手全員です。

したがって議案第39号 専決処分の承認を求めることについて町税条例の一部改正については原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎日程第5 議案第40号 専決処分の承認を求めることについて（町税条例の一部改正について）【採決まで】

○議長（山口 和宏） 次に、日程第5 議案第40号 専決処分の承認を求めることについて、玉城町固定資産税評価審査委員会条例の一部改正についてを議題にします。

町長より提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり）

町長、辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 議案第40号 玉城町固定資産税評価審査委員会条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることにつきまして、提案理由を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が4月1日施行され、条例を改正する必要が生じましたが、前議案同様の理由により地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしたものです。改正内容は押印等の見直しによる改正、条項のずれによる改正でございます。なお補足説明は省略させていただきます。何卒よろしくご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（山口 和宏） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これから本案に対する質疑、討論、採決を行います。

まず本案についての質疑を行います。

発言を許します。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で本案に対する質疑を終了いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから議案第40号を採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

（全 員 挙 手）

挙手全員です。

したがって議案第40号 専決処分の承認を求めることについて、玉城町固定資産税評価審査委員会条例の一部改正については原案のとおり、承認することに決定しました。

◎日程第6 議案第41号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号））【採決まで】

○議長（山口 和宏） 次に日程第6 議案第41号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号））を議題にします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 辻村 修一君。

○町長（辻村 修一） 議案第41号 令和3年度玉城町住宅新築資金貸付等もとい、玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることにつきまして提案理由を申し上げます。

本議案は令和2年度会計の償還収入に不足が生じたため令和3年度会計から繰上充用により補填する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により5月31日に専決処分をいたしたものです。なお、詳細は税務住民課長から説明をさせます。

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（山口 和宏） 税務住民課長 山下 健一君。

○税務住民課長（山下 健一） それでは議案第41号 令和3年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）専決処分の承認を求めることについての補足説明を申し上げます。

今回の補正は令和2年度会計の償還収入に2,658万円の不足が生じたため、令和3年度会計から繰上充用により補填するものであります。

補正予算書7ページをお願いします。歳入で3款諸収入、1項貸付金元利収入、1目住宅新築資金等貸付金元利収入、2節滞納繰越分におきまして2,658万円を計上いたし、同額を8ページ歳出の前年度繰上充用金としたものであります。本案につきましては特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであることから、令和3年5月31日に専決処分をさせていただきました。

貸付金の回収状況の概略を説明させていただきます。令和2年度の現年の償還金につきましては収入額39万6,484円で未収金は33万6,416円となり、回収率は54.1%であります。徴収につきましては努力をしているところではあります。過年度分の回収率は横ばい傾向にあります。引き続き回収率の向上と貸付金の目的、返済の義務につきまして理解をしていただくよう努力をして参りたいと思っております。何卒ご理解を賜りご承認いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（山口 和宏） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これから本案に対する質疑、討論、採決を行います。

まず本案についての質疑を行います。

発言を許します。ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で本案に対する質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから議案第41号を採決します。本案は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

挙手全員です。

したがって議案第41号 専決処分の承認を求めることについて令和3年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)は原案のとおり承認することに決定しました。

◎日程第7 議案第42号 専決処分の承認を求めることについて(令和2年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算(第5号))【採決まで】

○議長(山口 和宏) 次に、日程第7 議案第42号 専決処分の承認を求めることについて(令和2年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算(第5号))を議題にします。町長に、提案理由の説明を求めます。

(5号と修正する声あり)

○議長(山口 和宏) 5号。5号やな。すみません、失礼しました。えー、第5号を議題にします。町長より提案理由の説明を求めます。

(「議長」と呼ぶ声あり)

町長、辻村修一君。

○町長(辻村 修一) 議案第42号 平成2年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)の専決処分の承認を求めるとにつきまして提案理由を申し上げます。

本議案は令和3年3月審査に係る診療報酬額が急激に増加し、国保連合会に支払うべき一般被保険者療養給付費が不足したため、緊急に予算措置する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により3月31日に専決処分をいたしたものです。

合わせてその他の保険給付費について精査を行い、歳入歳出それぞれ2,031万6,000円を追加し歳入歳出予算総額を15億0,681万3,000円といたしたものであります。なお補足説明は省略させていただきます。よろしくご審議のうえご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(山口 和宏) 提案理由の説明は終わりました。

これから本案に対する質疑、討論、採決を行います。

まず本案についての質疑を行います。

発言を許します。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。  
以上で本案に対する質疑を終了します。  
これから討論を行います。  
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。  
これで、討論を終わります。  
これから議案第42号を採決します  
本案は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

挙手全員です。

したがって議案第42号 専決処分の承認を求めることについて令和2年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)は原案のとおり承認することに決定いたしました。

**◎日程第8 議案第43号 玉城町農業委員会委員の少なくとも4分の1を認定農業者等及び認定農業者等に準ずる者とするに同意を求めることについて【採決まで】**

○議長(山口 和宏) 次に日程第8 議案第43号 玉城町農業委員会委員の少なくとも1/4を認定農業者等及び認定農業者等に準ずるものとするに同意を求めることについてを議題にします。町長より提案理由の説明を求めます。

(「議長」と呼ぶ声あり)

町長、辻村修一君。

○町長(辻村 修一) 議案第43号玉城町農業委員会委員の少なくとも1/4を認定農業者等及び認定農業者等に準ずるものとするに同意を求めることについて提案理由を申し上げます。

本議案は玉城町農業委員会委員の任命にあたり、農業委員会等に関する法律第8条第5項の規定により、認定農業者が委員の過半数を占めるようにしなければならないが、例外措置として委員の少なくとも4分の1認定農業者等及び認定農業者等に準ずるものとするについて、農業委員会等に関する法律施行規則第2条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。なお、補足説明は省略させていただきます。何卒よろしく願い申し上げます。

○議長(山口 和宏) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これから本案に対する質疑、討論、採決を行います。  
まず本案に対する質疑を行います。  
発言を許します。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。  
以上で本案に対する質疑を終了いたします。  
これから討論を行います。  
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。  
これで、討論を終わります。  
これから、議案第43号を、採決します。  
本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

挙手全員です。

したがって議案第43号 玉城町農業委員会委員の少なくとも4分の1を認定農業者等及び認定農業者等に準ずるものとするに同意を求めることについては原案のとおり同意することに決定しました。

◎日程第9 議案第44号 玉城町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて【採決まで】

○議長(山口 和宏) 次に日程第9 議案第44号 玉城町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題にします。町長より提案理由の説明を求めます。

(「議長」と呼ぶ声あり)

町長、辻村修一君。

○町長(辻村 修一) 議案第44号 玉城町農業委員会委員の任命につき、同意を求めることについて提案理由を申し上げます。

本案は現在1名欠員となっている農業委員会委員を任命するため、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。なお、補足説明は省略させていただきます。何卒よろしくお願い申し上げます。

○議長(山口 和宏) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。  
発言を許します。

(「なし」の声あり)

よろしいですか。質疑なしと認めます。  
質疑を終了いたします。  
本案については討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから議案第44号 玉城町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて採決します。この採決は起立によって行います。辻村政基氏の任命につき同意することに賛成の方は起立願います。

(全 員 起 立)

起立全員です。

したがって辻村政基氏の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

◎日程第10 議案第45号 玉城町手数料徴収条例の一部改正について、ないし日議案第47号 三重県市町公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び三重県市町公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について

○議長(山口 和宏) 日程第10 議案第45号 玉城町手数料徴収条例の一部改正について、ないし日議案第47号 三重県市町公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び三重県市町公平委員会共同設置規約の変更に関する協議についてを一括議題にします。町長より提案理由の説明を求めます。

(「議長」と呼ぶ声あり)

町長、辻村修一君。

○町長(辻村 修一) 議案第45号 玉城町手数料徴収条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

この度、行政手続きにおける特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、マイナンバーカードの再交付手数料の規定が不要となったため、この条例の一部を改正するものでございます。なお、補足説明は省略させていただきます。

次に議案第46号 玉城町介護老人保健施設事業の設置等に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。本議案は介護老人保健施設ケアハイツ玉城の通所リハビリテーションの定員を20名から27名に増員するため改正するものでございます。なお、詳細は病院老健事務局長から説明をさせます。

次に議案第47号 三重県市町公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び三重県市町公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について、提案理由を申し上げます。本案は、桑名広域清掃事業組合、東紀州環境施設組合の2団体を追加するため地方自治法第252条の7第3項において、準用する同法第252条の2-2第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。なお、補足説明は省略させていただきます。何卒よろしくお願い申し上げます。

(「議長」と呼ぶ声あり)

○議長(山口 和宏) 病院老健事務局長 竹郷 哲也さん。

○病院老健事務局長（竹郷 哲也） それでは議案第46号 玉城町介護老人保健施設事業の設置等に関する条例の一部改正につきまして、補足説明を申し上げます。

議案補足資料条例改正新旧対照表14ページをご覧ください。

介護老人保健施設ケアハイツ玉城の通所リハビリテーションは利用者の方が日常生活に必要な心身の機能の維持回復を図るため、身体状況に合わせ、理学療法士によるリハビリテーションなどを実施しております。

そして普段は自宅で生活を送られている要介護、要支援の利用者の方々が、より自立した日常生活ができるよう支援サービスをさせていただいている一つであります。今回の改正につきましては通所リハビリテーションを行うに必要な専用部分の面積要件であります施設基準を満たしていることから利用定員を20名から27名に増員し、利用者の拡大につなげるためのものであります。

以上簡単ではございますが補足説明とさせていただきます。よろしくご審議をいただきご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（山口 和宏） 提案理由の説明は終わりました。

次に日程第13 議案第48号 令和3年度玉城町一般会計補正予算（第2号）ないし日程第14 議案第49号 平成3年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を一括議題にします。町長より提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり）

町長、辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 議案第48号 令和3年度玉城町一般会計補正予算（第2号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は歳入歳出それぞれ886万円を追加し、予算総額66億6,360万円とするものです。主なものといたしましては総務費で地域女性活躍推進交付金、事業地域コミュニティ推進事業を新規に計上しています。

民生費では子育て世帯生活支援特別給付金に係る経費を追加計上しています。

衛生費では新型コロナウイルス感染対策として高齢者施設等の社会的検査費用の新規計上のほか、ワクチン接種に係る費用の組み換え。

商工費で地域振興のためのくらし応援商品券発行経費、マイナンバー普及促進の商品券補助金を追加しています。

また3月の豪雨による農業用施設林道などの災害復旧費用などの補正を行っております。財源につきましては国県補助金、財政調整基金などからの繰入金、繰越金、共済等で必要経費に充当しています。なお、詳細は副町長から説明をさせます。

次に議案第49号 令和3年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。今回の補正予算は歳入歳出予算にそれぞれ2,938万8,000円を追加し、歳入歳出予算総額を15億1,046万1,000円とするものです。今年度の課税所得の確定に伴う保険料の本算定を行ったものであります。新型コロナウイルス感染症の

影響を考慮し、財政調整基金を取り崩し、保険料の調整を行うものであります。なお、詳細につきましては保健福祉課長から説明をいたさせます。何卒よろしくお願い申し上げます。

(「議長」と呼ぶ声あり)

○議長(山口 和宏) 副町長 田間 宏紀君。

○副町長(田間 宏紀) 議案第48号 令和3年度玉城町一般会計補正予算(第2号)について補足説明を申し上げます。

予算書1ページをお願いいたします。第1表におきまして、歳入歳出それぞれ886万円を追加し、予算総額を66億6,360万円とするものであります。第2表の地方債の補正につきましては、第2表にて。

3ページからの第1表、歳入歳出予算補正につきましては、事項別明細書により説明をさせていただきます。

それでは6ページをお願いいたします。第2表、地方債補正につきまして3月の豪雨に伴う災害復旧事業費380万円を新規計上、変更にて公共事業等債で防災安全交付金道路メンテナンス事業債分合わせて60万円を減額し、7,570万円に。

一般事業債は消防玉城出張所建設事業で900万円を追加し、1億4,390万円に限度額を変更をいたしております。

次に事項明細書でございますが、説明の便宜上、歳出から説明を致します。なお、新規および主なものについての説明になりますのでご了承を賜りますようお願いをいたします。

11ページをお願いいたします。

2款総務費1項総務管理費において事業採択の目処が立ったことから、6目企画費にて地域女性活躍推進を図る交付金事業の業務委託料500万円を新規に計上。国庫補助金2分の1の事業で240万円を国庫補助金、250万円を国庫補助金、もとい国庫、国費の2分の1事業で240万円を国庫補助金で、250万円を活性化対策事業基金からの繰入で賄ってございます。

次に10目地方創生推進費では小学校区を中心としたコミュニティ形成に係る地域コミュニティ推進事業を委託料150万円を新規計上いたしております。これにつきましても国庫補助金2分の1で残額を活性化対策事業基金からの繰入でまかなうものであり、3か年の継続事業です推進をいたすものでございます。

次に3款民生費 1項社会福祉費 6目児童手当費1,674万1,000円は新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で低所得者の子育て世帯に対し、子育て世帯生活支援特別給付金を支給するもので、住民税非課税世帯の児童一人当たり50,000円の給付金とその事務費。ひとり親世帯分に係る事務費の計上であり、すべて国庫補助金にてまかなえるものでございます。

8目福祉医療費は社会保障税番号制度、マイナンバーカードの独自利用対応とを  
するための委託料217万8,000円の増額計上。

次ページ、同款 2項児童福祉費 2目児童福祉施設費の110万9,000円は田丸保育所  
給食室の空調機給湯器の修繕費でございます。

下段、4款衛生費 1項保健衛生費 1目保健衛生総務費938万1,000円は隣町の高齡  
者施設にて新型コロナウイルス感染症のクラスターが発生した事等を勘案し、現在三重  
県北勢地域のまん延防止等重点措置対象地域にて行われております、社会的検査を単  
独で実施し、早期に探知し感染防止拡大防止対策を図るための追加計上ございま  
す。なおこの執行につきましては、現在玉城町のワクチン接種が順調に進んでいること  
から高齡者施設の利用者及び従事者のワクチン接種の状況により再検討をいたし  
たいと考えております。

次に、2目予防費におきましては新型コロナウイルス感染症ワクチン接種に係る経費  
の組み換え補正であります。

21節ワクチン接種従事者感染症見舞金につきましては医師会との調整で損害保険加入  
しているものの、事案が発生した場合には町予算経由で見舞金を抽出することとし  
たため、歳入歳出同額の100万円を計上をいたしております。

次に14ページ、6款農林水産費 1項農業費 5目農地費225万9,000円は防災重点農  
業用ため池の勝田大池の漏水対策工事請負費の計上であり、2分の1は供出金の緊急補  
修事業補助金を充当をいたしております。

次に7款 1項商工費 2目商工振興費1,171万9,000円は新型コロナウイルス感染症  
対策で事業所支援と生活者支援を合わせた地域経済振興事業のプレミアム付商品券、く  
らし応援商品券発行事業に係る経費として、郵便料、発送業務委託料、補助金の増額計  
上でございます。18節補助金の内、暮らし応援商品券補助金の750万円につきましては  
マイナンバーカード普及促進と連携させた商品券分で3,000人分を増額補正するもの  
でございます。

8款土木費 2項道路橋梁費 2目道路維持修繕費は道路メンテナンス事業の事業内  
示による事業費補正とともに14節工事請負費を12節に組み替え、また3目道路新設改良  
費も同様に防災安全交付金事業の内示による事業補正とともに、16節土地購入費から14  
節工事請負費及び21節報奨金に組み替えを、また財源の補助金地方債の補正も計上を  
いたしておるところでございます。

10ページ、同款 3項河川費 1目河川総務費の緊急自然災害防止対策事業も14節工  
事費の600万円分を600万円を12節測量業務等委託料に組み替えるをものございま  
す。

次に16ページをお願いいたします。9款 1項消防費 1目常備消防費464万7,000  
円は消防署玉城出張所の完了検査手数料及び12節で進入路の造成外構工事の設計管理  
等業務委託料を増額補正するとともに、地方債の財源構成を図ったところございま  
す。

19款教育費の2項、小学校費及び3項中学校費はギガスクールに伴うリモートでの自宅使用用の充電ケーブル購入を10節消耗品費で、13節は各家庭に必要な分のルーターレンタル使用料を追加計上をいたしております。

10ページ、11款災害復旧費は3月12日から13日にかけての豪雨に伴う災害で、1目農業用施設災害復旧費1,581万4,000円は勝田地区始め、積良、田宮寺、山神地内の復旧費。2目林業用施設災害復旧費は原地内林道を飛石線の路肩改修工事を計上し、財源に国庫補助金、地方債を充当いたしております。

14款予備費では歳入歳出予算額調整のため9万3,000円を減額計上をしております。

次に歳入の主なものを説明いたしますので、9ページにお戻りをいただきますようお願いいたします。

16款国庫支出金、17款検出金につきましては歳出で説明した各事業の補助金分の計上でございます。

20款繰入金3目の財政調整基金繰入金2,337万3,000円は新型コロナウイルス感染症対策に伴う一般財源分への充当分の繰入、4目活性化対策事業基金繰入金1,000万円は地域女性活躍推進交付金事業及び地方創生推進費の地域コミュニティ推進事業への充当でございます。

次ページ、21款 1項 1目の前年度繰越金につきましては784万9,000円を追加。補正後予算額を3,784万9,000円とし財源調整をしております。

23款町債は第2表、地方債補正及び歳出で説明申し上げた事業について説明欄記載の通り計上をいたしたものでございます。

以上、簡単でございますが補足説明といたします。よろしくご承認賜りますようお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ声あり)

○議長(山口 和宏) 保健福祉課長 奥野 良子君。

○保健福祉課長(奥野 良子) 議案第49号 令和3年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について補足説明を申し上げます。

今回の補正予算は主に今年度の課税所得の確定に伴う保険料の本算定及び前年度医療費の実績を踏まえ、保険給付費の見直しを行ったものでございます。

予算書7ページ歳入をご覧ください。1款国民健康保険料は前年度本算定時と比較致しまして被保険者数は増加をしておりますが、所得は減少しており、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、保険料率は据え置くことといたしまして、5,459万5,000円減額といたしました。

3款県支出金は歳出における保険給付費の増額部分に相当する普通交付金を2,898万9,000円増額し、システム改修及び保険事業費に係る特別交付金93万2,000円を増額しております。

5款繰入金他会計繰入金では本算定に基づき保険料軽減額を減額し、2項基金繰入金において、財政調整基金繰入金5500万円を計上し、保険料減額の補正財源としております。

9ページ、歳出をご覧ください。1款総務費は法改正に対応するシステム改修のため電算委託料の増額。

2款保険給付費は前年度の一般被保険者療養給付費の増加を踏まえ2,898万9,000円増額しております。

3款国民健康保険事業給付金は、1項医療給付費分から10ページの3項介護納付金分まで、本年度納付金額の決定に伴い、それぞれ減額補正をしております。

4款保険事業費では特定健康診査等事業において保健指導事業を強化するため、特別交付金を活用し、保健指導勸奨通知を作成するため委託料60万5,000円を計上しています。

12ページ以降に附票を添付しておりますので後刻ご高覧を頂きたいと思っております。なお、今回の補正予算につきまして、国民健康保険運営協議会のご承認をいただいておりますことを申し添えます。

以上、簡単でございますが補足説明といたします。よろしくご審議賜りご承認くださるようお願いいたします。

○議長（山口 和宏） 提案理由の説明は終わりました。

次に日程第15 発議第4号 玉城町議会会議規則の一部改正についてを議題にします。提出者の津田久美子君。津田久美子議員より趣旨説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（山口 和宏） 4番 津田 久美子君。

○4番（津田 久美子） 発議第4号 玉城町議会会議規則の一部改正について趣旨説明を申し上げます。

国の第5次男女共同参画基本計画に基づき政府各所からの要請により、令和3年2月9日標準町村議会会議規則の一部が改正されたことに伴い、例にならい、会議規則を改正する必要が生じたため、玉城町議会会議規則の一部を改正するものです。

議会の機能強化を図るとともに、多様な人材の町議会への参画を促進する環境を整備する観点から、議員活動と家庭生活の両立支援策を始め、男女の議員が活躍するにあたっての諸要因に配慮するため、議会の欠席事由として出産、育児、介護等を明文化するとともに、出産については産前産後の欠席期間を規定するものであります。

また行政手続き等において原則として押印を廃止する政府の政策動向を踏まえ、町議会への請願手続きについても請願者の利便性の向上を図るため、署名押印の見直しが行われたので、本庁会議規則についても所要の改正を行うものです。

改正の内容につきましては新旧対照表をご覧ください。

第2条の議員が会議に出席できない自由を自己から公務、傷病、出産、育児、介護、看護、介護、配偶者の出産補助、その他のやむを得ない事由に改めるものであります。同条2項では産前産後における母体の健康維持回復に必要な期間に配慮するとともに、医学的な知見を踏まえた母性保護の観点から、出産にかかる産前産後のそれぞれの期間を明記し、欠席期間に配慮するものです。

また第89条では、請願書についての請願者の押印を義務付けていたものを署名又は記名押印に改めるものです。これにあわせて請願者が法人の場合についても同様の規定の整備を行うものであります。なお、この規則は公布の日から施行することといたします。

議員各位におかれましてはご理解いただき、よろしくご審議のうえご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口 和宏）趣旨説明は終わりました。

明日6月9日は午前9時から本会議を開き、町政一般に関する質問を行いますので定刻までにご参集願います。

本日はこれで散会します。ご苦勞さまでございました。

（午前10時00分 散会）